

第5期逗子市障がい者福祉計画等策定に係るアンケート調査及び分析等業務 委託入札参加必要条件について

- ・専門的な知見を持った受注者による支援のもと業務を遂行することを前提としているため、受注者は令和元年度以降に国又は地方公共団体と、本委託業務と種類及び規模を同じくする調査研究等業務、または障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画等類似計画の策定業務を契約締結し、これらをすべて履行完了した実績がある者とする。

なお、種類を同じくするとは、障がいのある人を対象にアンケートを実施し、得られた結果を入力・集計・分析し、報告する形態のものをいい、規模を同じくするとは、調査のサンプル数が概ね3,000サンプル以上のものをいう。

- ・原則対面での円滑な打ち合わせを前提とするため、県内に本社又は支社（支店・事業所等）を有することとする。